

#### 4) 参考（群馬県湧水対策本部設置要綱）

### 群馬県湧水対策本部設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、湧水時における適切な湧水対策を円滑に行うため群馬県湧水対策本部（以下「対策本部」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 知事は、利根川水系湧水対策連絡協議会からの情報等により、必要と認めたときは、対策本部を設置する。

（任務）

第3条 対策本部は、湧水対策に関する総合的な施策について協議し、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 水需要の調整及び実態把握に関すること。
- (2) 合理的な水利用方法の推進に関すること。
- (3) 実施及び関係機関の連絡体制の確立に関すること。
- (4) その他対策本部の目的達成のため、必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織とする。

- (1) 本部長には、知事をもって充てる。
- (2) 副本部長には、副知事、企業管理者をもって充てる。
- (3) 本部員には、別表1に掲げる者のほか、本部長が必要と認められた職にある者をもって充てることができる。

（幹事会）

第5条 対策本部の円滑な運営を図るため幹事会を置く。

- 2 幹事会には、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会には幹事長を置き、幹事長は企画部土地・水対策室長をもって充てる。
- 4 幹事長は幹事会を総理し、幹事会を代表する。

（会議）

第6条 会議は、対策本部会及び幹事会とし、それぞれ本部長又は幹事長が招集する。

（事務局）

第7条 対策本部の事務局は、企画部土地・水対策室に置く。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年6月22日から施行する。

（ ※ 中 略 ）

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表1（本部員）

企画部長 健康福祉部長 農政部長 産業経済部長 県土整備部長 企業局長
--

別表2（幹事）

企画部土地・水対策室長 健康福祉部食品安全局衛生食品課長 農政部農村整備課長 産業経済部産業政策課長 県土整備部河川課長 企業局水道課長
---